

# お知らせします。 2つの給付金(平成27年度)。

## 臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

(イメージ)

対象者

市民税(均等割)の  
非課税者

\* 課税者の扶養親族や  
生活保護受給者等を除く  
1人につき6千円

両方とも受給可  
(※)

## 子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施します。

対象者

平成27年6月分の  
児童手当の受給者

\* 児童手当の  
所得制限限度額以上の方を除く  
児童1人につき3千円

(※) 平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、2つの給付金を両方とも受け取ることができます。

受給資格の有無を確認したい方は、  
次ページをご覧ください。

### ● 「社会保障と税の一体改革」とは

社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするための改革です。

- 消費税率は、平成26年4月から8%に、平成29年4月から10%になります。
- 引上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使います。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和するために、臨時的な措置として「2つの給付金」を支給します。

## 臨時福祉給付金

## 支給要件

### ● 支給対象者

・平成27年度分の市民税（均等割）が課税されていない方が対象です。

※ただし、

課税されている方に扶養されている場合 (市民税において、どなたかの扶養となっている場合) 生活保護の受給者である場合 など
---

は対象となりません。

### ● 支給額

1人につき **6,000円**

### ● 基準日

平成27年1月1日

(参考) 【市民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)】

(給与所得者)

区分	非課税限度額 <sup>※</sup> (給与収入ベース)
単身	9万6千5百円
夫婦	14万6千9百円
夫婦子1人	18万7千9百円
夫婦子2人	23万2千7百円

(公的年金等受給者)

区分	非課税限度額 <sup>※</sup> (年金収入ベース)	
単身	65歳以上	15万1千5百円
	65歳未満	10万1千5百円
夫婦	65歳以上	20万1千9百円
	65歳未満	15万9千2百円

※生活保護基準の2級地(春日部市等)における非課税限度額。

## 子育て世帯臨時特例給付金

## 支給要件

### ● 支給対象者

平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。

※ただし、特例給付(児童手当の所得制限限度額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの)を受給される方は、対象となりません。

※児童手当の認定請求を失念する等して、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得ますので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

### ● 対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

### ● 支給額

対象児童1人につき **3,000円**

### ● 基準日

平成27年5月31日

## 申請方法

**申請書に同封される封筒を使い、郵送で申請してください。**

### 臨時福祉給付金

#### ● 申請先（直接の場合）

春日部市役所 3 階または庄和総合支所 2 階の「臨時福祉給付金窓口」  
平成27年1月1日時点で住民票が春日部市にある方が対象です。

※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに春日部市にお住まいの方については、春日部市で申請を受けることができる場合がありますのでご相談ください。

#### ● 申請期間：平成27年9月1日（火）～平成28年2月29日（月）

ただし、庄和総合支所の窓口は、平成27年12月28日（月）まで

#### ● 提出書類 申請書一式 対象となると思われる方へ8月31日（月）に郵送する予定です。

### 子育て世帯臨時特例給付金

#### ● 申請先（直接の場合）

：春日部市役所 1 階子育て支援課または庄和総合支所 2 階福祉課

平成27年6月分の児童手当を春日部市から受給される方が対象です。

※上記以外の方で、DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童は、春日部市で申請を受けることができる場合がありますのでご相談ください。

※公務員の方は、基準日（平成27年5月31日）時点で住民票のある市区町村へ申請してください。  
職場から配布される、児童手当受給状況の証明がされた申請書により申請してください。

#### ● 申請期間：平成27年9月1日（火）まで

#### ● 提出書類：申請書一式 平成27年6月上旬に郵送された「児童手当現況届」が申請書を兼ねます。 平成27年6月分からの児童手当を春日部市で受給する方には、児童手当認定通知書に申請書を同封しています。

## 給付金の受取方法

- 臨時福祉給付金：申請書に記載した指定口座に入金されます。（10月下旬以降順次）
- 子育て世帯臨時特例給付金：児童手当の振込口座に入金されます。（10月下旬以降順次）  
公務員の方は、申請書に記載した指定口座に入金されます。

## ご注意

- 平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の両方を受け取ることができます。  
その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要となります。
- 申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、各市区町村により異なります。春日部市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

**Q** 自分が市民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

例えば、

**A** ご自身の給与支給明細書の「市民税」の項目に課税額が記載されている場合  
介護保険料決定通知書に記載されている「保険料の段階」で5段階以上となっている場合  
ご自身の給与や年金の収入が2ページの（参考）の非課税限度額以上の場合  
には、基本的に市民税が課税されています。

**Q** 基準日の翌日以降に引越した場合の給付金の受取はどうなりますか？

**A** 臨時福祉給付金は、基準日（平成27年1月1日）時点で住民票のある市区町村から支給され、  
子育て世帯臨時特例給付金は、平成27年6月分の児童手当を受給される市区町村から支給され  
ます。  
具体的な申請期間や手続については、申請先の市区町村にお問い合わせください。

**Q** 基準日以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか？

〔臨時福祉給付金〕

基準日（平成27年1月1日）に生まれた方は給付金の対象となりますが、基準日の翌日以降に  
生まれた方は対象となりません。また、支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も対象に  
はなりません。

**A** 〔子育て世帯臨時特例給付金〕

基準日（平成27年5月31日）に生まれた児童は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に  
生まれた児童は対象児童となりません。また、支給決定がされるまでの間に亡くなられた児童  
も対象児童にはなりません。

## 問い合わせ先

### ● 申請方法に関するお問い合わせ

春日部市役所「臨時福祉給付金窓口」 ⇒ 電話：0570(015)188  
「子育て世帯臨時特例給付金窓口」 ⇒ 電話：048(736)1111  
(内線番号2576～2580)

### ● 制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 みな いいきゆうふ  
2つの給付金に関する専用ダイヤル：0570(037)192



「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「子育て世帯臨時特例給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、  
郵便が届いたら、迷わず お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話  
（#9110））に御連絡ください。

